

専決第 6 号  
湖西市条例第 22 号

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

湖西市長

田内 浩之

## 湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に 関する条例の一部を改正する条例

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 16 年湖西  
市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された湖西都市計画大沢地区計画におい て地区整備計画が定められている区域（以下「大沢地区計画区域」という。）
---

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された湖西都市計画内山地区計画におい て地区整備計画が定められている区域（以下「内山地区計画区域」という。）
---



別表第2に次のように加える。

大沢地区計画 区域		法定禁止建築物のほか、次に掲げるもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号及び第5号並びに第7号に掲げるもの (2) 法別表第2(い)項第3号に掲げるもの(ただし、就業者の福利厚生のために設けるものを除く。) (3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げるもの (5) 法別表第2(ぬ)項第3号(十三)及び(十三の二)に掲げるもの (6) 法別表第2(る)項第1号(二十)及び(三十)に掲げるもの (7) 法別表第2(わ)項第4号及び第6号から第8号までに掲げるもの (8) 店舗及び飲食店(就業者の福利厚生のために設けるものを除く。)
内山地区計画 区域		法定禁止建築物のほか、次に掲げるもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号及び第5号並びに第7号に掲げるもの (2) 法別表第2(い)項第3号に掲げるもの(ただし、就業者の福利厚生のために設けるものを除く。) (3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げるもの (5) 法別表第2(ぬ)項第3号(十三)及び(十三の二)に掲げるもの (6) 法別表第2(る)項第1号(二十)及び(三十)に掲げるもの (7) 法別表第2(わ)項第4号及び第6号から第8号までに掲げるもの (8) 店舗及び飲食店(就業者の福利厚生のために設けるものを除く。)



別表第3に次のように加える。

大沢地区計画 区域		令和8年3月31 日	1,000平方メートル (就業者の福利厚生 のために設ける共同 住宅、寄宿舍、下宿 又は店舗・飲食店 で、隣接事業所と合 わせて1,000平方メ ートル以上となる場 合については、この 限りでない。)	法定値	法定値
内山地区計画 区域		令和8年3月31 日	1,000平方メートル (就業者の福利厚生 のために設ける共同 住宅、寄宿舍、下宿 又は店舗・飲食店 で、隣接事業所と合 わせて1,000平方メ ートル以上となる場 合については、この 限りでない。)	法定値	法定値

別表第4に次のように加える。

大沢地区計画 区域		法定基準による。	法定基準による。
内山地区計画 区域		法定基準による。	法定基準による。



別表第5に次のように加える。

大沢 地区 計画 区域		制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。
内山 地区 計画 区域		制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。	制 限 な し。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。